

下野市公民館振興計画

〈平成 30 年度～平成 32 年度〉

平成 3 0 年 3 月

下野市教育委員会

〈目 次〉

I	計画策定の趣旨	1
II	計画の位置づけと計画期間	1
III	計画の基本的考え方	2
	1 基本理念	2
	2 基本目標	2
IV	公民館振興計画施策体系図	4
V	活動計画	5
VI	公民館活動推進体制及び事業評価	8
	1 公民館活動の推進体制	8
	2 公民館事業の評価	10
VII	資料編	11

I 計画策定の趣旨

下野市教育委員会では、教育目標や施策の根本となる方針について定めた「下野市教育大綱」及び「下野市教育振興計画」を柱とし、学校教育・生涯学習・歴史文化・スポーツの分野別計画の他、個別計画等を相互に連携させながら、横断的な施策を展開しています。

また、下野市生涯学習推進計画（第二次）では、「生涯学習による下野市の文化づくり～学びで創る豊かなしもつけ～」をめざし、学習の機会の提供に加え、多様な学習を通じた自己実現、学習仲間との交流による心豊かな生活、学習成果の社会還元による協働のまちづくりを推進していくこととしています。

こうしたことから、生涯学習活動の中核的拠点となる公民館が果たすべき役割の重要性を確認するとともに、機能のより一層の充実と活性化を図るため公民館振興計画を策定します。

II 計画の位置づけと計画期間

本計画は教育基本法及び社会教育法の趣旨を踏まえ、「第二次下野市総合計画」及び「下野市教育大綱」の基本施策である「生涯学習の推進」の実現に必要な公民館運営について個別計画として策定するものです。

計画期間は、平成 30 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 3 年間とします。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第二次下野市総合計画（前期基本計画）				
下野市教育大綱				
下野市教育振興計画				
下野市生涯学習推進計画（第二次）				
		下野市公民館振興計画		

Ⅲ 計画の基本的考え方

1 基本理念

「活力あるまちづくり・地域の輪を広げる公民館をめざして
～わくわく ドキドキ 楽しさいっぱい公民館～」

市民の日常生活に最も身近な生涯学習の実施機関として、健康で心豊かな生活がおくれるよう、社会の変化に対応した多様な学習機会を提供します。また、地域づくりの拠点として、子どもから高齢者まで気軽に集える公民館をめざし、人との出会いを大切に豊かな人間関係を築き、地域の連携を深めるための機会を提供します。そして、学習成果の社会還元による協働のまちづくりを推進します。

2 基本目標

基本理念「活力あるまちづくり・地域の輪を広げる公民館をめざして～わくわく ドキドキ 楽しさいっぱい公民館～」の実現をめざすために必要な「具体的な取組」として、4つの基本目標を設定します。

(1) 学習拠点としての公民館

心豊かな市民生活を実現するため、多様な学習機会・場を提供します。

また、誰もが学習情報を入手できるよう、情報提供方法を工夫し多様な情報をわかりやすく提供するとともに、学習活動にかかわる各種の相談に応じ学習活動を支援する体制を充実します。

〈施策目標〉

- ① 公民館事業の充実
- ② 生涯学習活動の場の提供
- ③ 学習情報の提供と学習相談体制の充実

(2) 活動拠点としての公民館

市民が学習で培った知識・技術や経験を活かした活動を支援します。

〈施策目標〉

- ① 利用団体の育成・活動支援
- ② 学習成果の発表の場の提供

(3) 協働のまちづくりの拠点としての公民館

市民の主体的な活動の推進を図り、地域コミュニティの維持や再構築を見据えた協働のまちづくりへの参画を促進します。

〈施策目標〉

- ① 利用団体の協働のまちづくりへの参画支援
- ② 学校・家庭・地域の連携支援

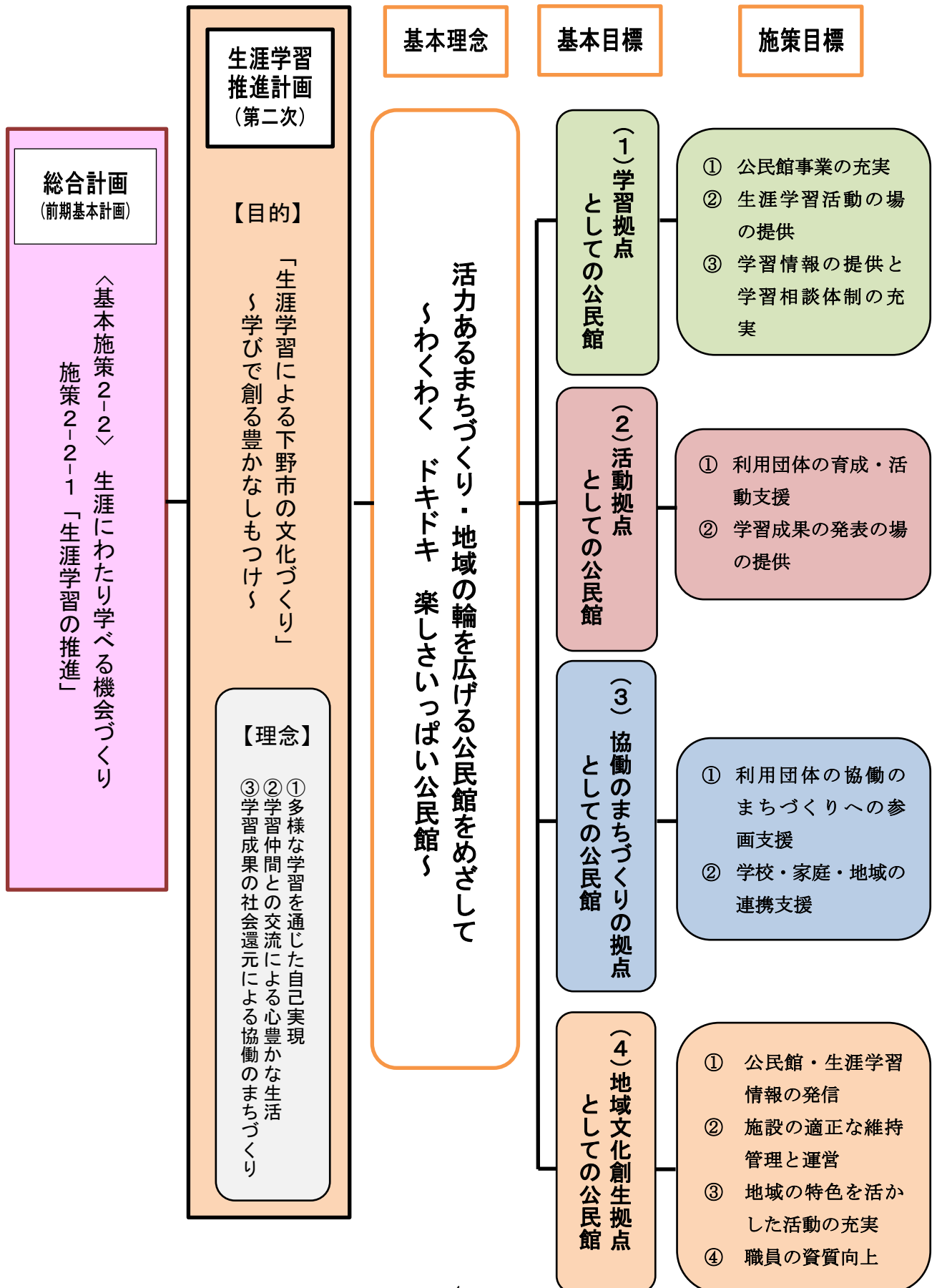
(4) 地域文化創生拠点としての公民館

公民館をより豊かに発展させるため、地域の個性や特色を活かした活動を充実します。

〈施策目標〉

- ① 公民館・生涯学習情報の発信
- ② 施設の適正な維持管理と運営
- ③ 地域の特色を活かした活動の充実
- ④ 職員の資質向上

IV 公民館振興計画施策体系図



V 活動計画

基本目標（１）学習拠点としての公民館

施策目標① 公民館事業の充実

- ア 家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育など、各年代のライフスタイルに沿った講座を実施します。
- イ 地域の活性化を図り地域の輪を広げるため、まちづくりの担い手や様々なボランティアの養成を目的とした講座を実施します。
- ウ 市民の学習ニーズの把握に努め、魅力的で参加しやすい講座を実施します。
- エ 世代間交流を促進する講座の開催など、地域コミュニティの醸成を図るための取り組みを行います。

施策目標② 生涯学習活動の場の提供

- ア 生涯学習に関する活動の中心の場とします。
- イ 全ての人に開かれた学習機会・場を提供します。
- ウ 活動に必要な備品の整備に努めます。
- エ いつでも気軽に活動でき、人が集まる公民館をめざします。

施策目標③ 学習情報の提供と学習相談体制の充実

- ア 地域住民への学習情報提供や学習相談の窓口として対応します。
- イ 学習情報の掲示や資料提供に努めます。
- ウ 情報の収集、提供機能の充実を図ります。

基本目標（２）活動拠点としての公民館

施策目標① 利用団体の育成・活動支援

- ア 公民館講座などの受講生の自主グループ化を支援します。
- イ 各公民館の自主サークルが交流できる場を提供します。
- ウ 自主グループや市民団体の活動を支援します。

施策目標② 学習成果の発表の場の提供

- ア 自主グループや公民館利用者等が学習成果の発表の場として、公民館まつりを開催するにあたり、各世代が参加・見学できるプログラムや運営体制づくりを支援します。

イ 自主グループや公民館利用者等の学習成果の館内発表の場を常時設置します。

また、公民館だけでなく、他施設への展示を支援します。

基本目標（３） 協働のまちづくりの拠点としての公民館

施策目標① 利用団体の協働のまちづくりへの参画支援

ア 利用者との協働による公民館運営をめざします。

イ 自主企画講座の開催を支援します。

ウ 自発的な学習活動を援助します。

エ 利用団体同士が交流できるよう支援します。

オ 気軽に立ち寄り、情報収集・意見交換などができる自由な交流の場を提供します。

施策目標② 学校・家庭・地域の連携支援

ア 市生涯学習情報センターと連携し、市内の小中学校、関係機関、各種地域団体が相互に支援しあう体制を強化充実させます。

イ 各種指導者や地域コーディネーターの発掘と養成に努めます。

ウ 各種事業・イベントを通して、地域の連帯感を育む活動を支援します。

基本目標（４） 地域文化創生拠点としての公民館

施策目標① 公民館・生涯学習情報の発信

ア 学習情報を周知するため、公民館だよりを発行します。

イ 公民館事業の紹介や活動団体のPR等をするため、市ホームページを充実します。

ウ 学習情報等の市民への周知徹底に努め、積極的な参加促進を図ります。

施策目標② 施設の適正な維持管理と運営

ア 快適な学習環境を整備します。

イ 利用者の安全性・快適性に配慮した維持管理を行います。

また、長期的には公民館に求められる施設サービスに応じた規模・機能を踏まえ、他の公共施設との調整を図り、計画的な対策を実施していきます。

ウ 市民が利用しやすいシステムづくりに努めます。

施策目標③ 地域の特色を活かした活動の充実

- ア 小学校・中学校と連携し、児童・生徒が交流できるよう支援します。
- イ 地域資源を活かし、ふるさとに愛着をもてる事業を展開します。
- ウ 各館の地域性を活かした特色ある事業を実施していきます。

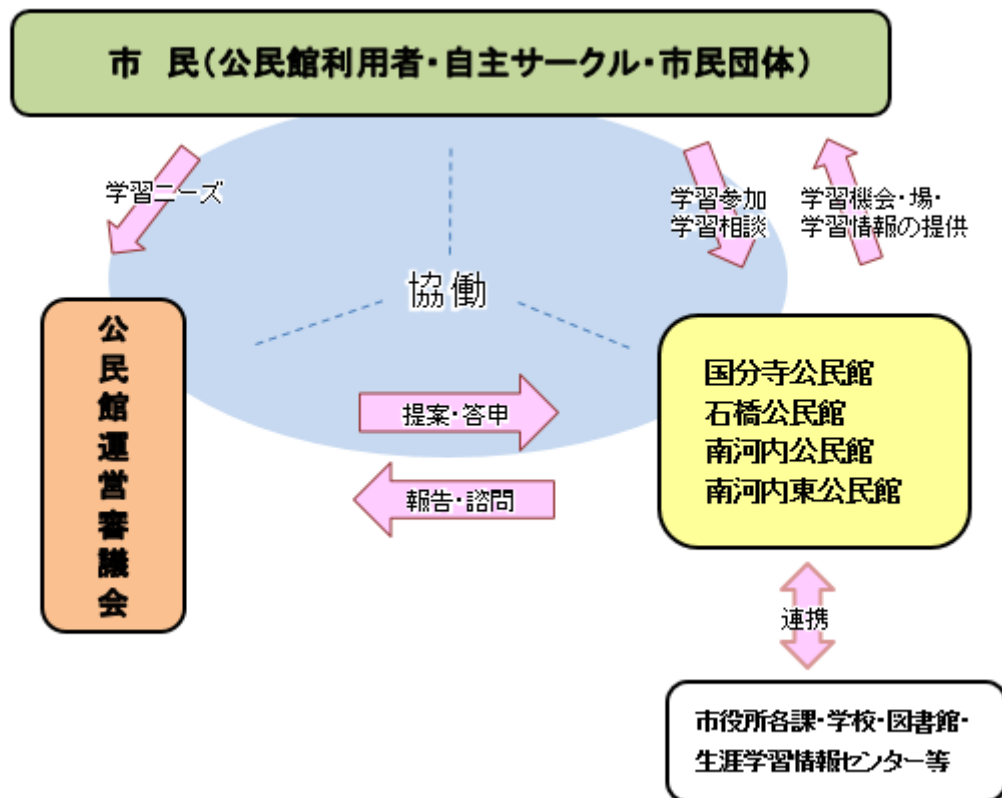
施策目標④ 職員の資質向上

- ア 職員の資質を高めるため、職員研修を計画的に行います。
- イ 公民館利用者が気軽に立ち寄れる雰囲気づくりに努めます。
- ウ 公民館の適正な運営及び活性化を図るため職員の確保補充に努めます。

VI 公民館活動推進体制及び事業評価

1 公民館活動の推進体制

生涯学習の実施機関である公民館では、公民館活動が活発になるよう下野市公民館運営審議会や公民館利用団体・自主サークル等が中心となり、市民と公民館との協働のもと市民主体の活動を推進します。



《参考》

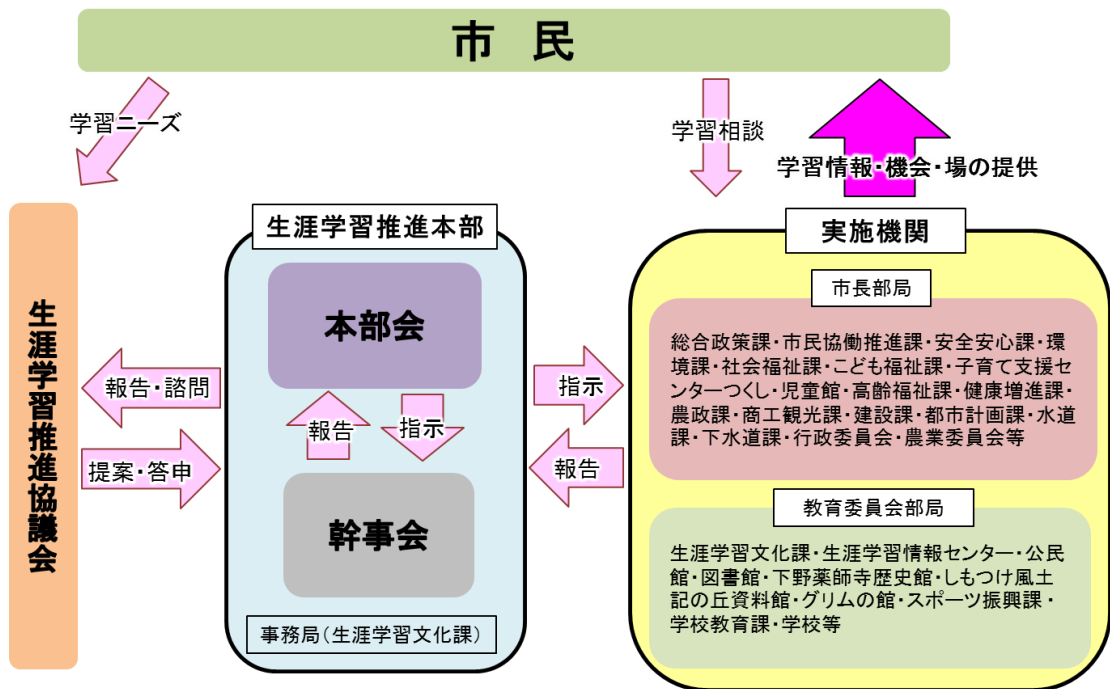
★下野市生涯学習推進計画（第二次）より抜粋

計画の推進体制

生涯学習のテーマは多岐に渡り、市民のニーズに即した学習情報・機会の提供を行うためには、全庁的に生涯学習を推進していく必要があります。このため、本市では市長を本部長とする「生涯学習推進本部」を設置し、実施機関との連絡調整を図りながら、総合的に生涯学習施策を推進しています。

また、市民と行政の連携を深め、市民の学習ニーズに即した取組を進めていくために、市民で構成する「生涯学習推進協議会」を設置しています。

本計画推進にあたっては、各組織を通じて庁内の連携や市民との協働を深め、総合的かつ効果的に取り組むよう努めます。



2 公民館事業の評価

市民の要望や満足度を継続的に把握するとともに、公民館評価のためのマニュアルを作成して各館における内部評価と市民の代表である公民館運営審議会による外部評価を実施し、公民館運営の改善等に繋げ更なる向上を図ります。

また、本計画を推進していくためには、4つの基本目標ごとの施策目標を定期的に把握・検討していく必要があるため、公民館評価に基づき計画の進捗を管理していきます。

《参考》

★社会教育法（平成20年6月11日改正）

（運営の状況に関する評価等）

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

★公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年6月6日 文部科学省告示第112号）

（事業の自己評価等）

第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

Ⅶ 資料編

◆策定経過	1 2
◆下野市公民館設置条例	1 3
◆下野市公民館設置条例施行規則	1 7
◆下野市公民館利用状況推移	1 9
◆公民館講座開設数推移	2 0
◆自主サークル数推移	2 3
◆社会教育委員名簿	2 4
◆諮問	2 5
◆答申	2 6

◆策定経過

開催年月日	実施・開催事項	実施内容等
平成 29 年 6 月 20 日 (火)	第 1 回社会教育委員会議 (諮問)	・教育委員長から公民館振興 計画案作成の諮問 【議題】 ・平成 29 年度社会教育委員会 議のスケジュールについて ・振興計画 (素案) について
平成 29 年 7 月 27 日 (木)	第 2 回社会教育委員会議 (公民館運営審議会との 合同会議)	【議題】 ・下野市公民館振興計画 (案) について ・「活動計画」について (グループ協議)
平成 29 年 8 月 23 日 (水)	第 3 回社会教育委員会議	【議題】 ・活動計画 (案) について ・公民館振興計画の体系図に ついて
平成 29 年 10 月 3 日 (火)	第 4 回社会教育委員会議 (公民館運営審議会との 合同会議)	【議題】 ・活動計画 (案) について
平成 30 年 1 月 19 日 (金)	第 5 回社会教育委員会議	【議題】 ・公民館振興計画 (案) につ いて ・答申書 (案) について
平成 30 年 2 月 15 日 (木)	答申	社会教育委員から教育委員長 への答申
平成 30 年 3 月	教育委員会	公民館振興計画の策定

下野市公民館設置条例

平成18年1月10日

条例第83号

改正 平成22年3月24日条例第4号

平成24年3月27日条例第13号

平成27年9月25日条例第35号

(設置)

第1条 下野市における社会教育の振興を図るとともに、住民の福祉を増進するため、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、下野市公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
下野市南河内公民館	下野市田中681番地1
下野市南河内東公民館	下野市本吉田783番地
下野市石橋公民館	下野市石橋416番地
下野市国分寺公民館	下野市小金井1127番地

(管理者)

第3条 公民館は、下野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第4条 公民館に法第27条第1項の規定に基づき館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

(公民館運営審議会の設置)

第5条 公民館に法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

(審議会の定数及び任期)

第6条 前条に規定する審議会は、委員15人をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員が前項の規定に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(平24条例13・一部改正)

(審議会の委員長及び副委員長)

第7条 審議会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(利用の許可)

第8条 公民館を利用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について利用の制限その他必要な条件を付けることができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。

(2) 法第23条に規定する公民館の運営方針に反するものと認められるとき。

- (3) 建物又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。
 - (4) 管理上支障があるとき。
 - (5) その他教育委員会において不相当と認めるとき。
- (利用の停止又は取消し)

第10条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。
 - (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) その他教育委員会において必要があると認めるとき。
- (使用料)

第11条 使用料は、別表に定める額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。

3 第1項の使用料は、教育委員会が公益上必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(平27条例35・一部改正)

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責任によらない理由により利用ができなくなったとき。
 - (2) 利用前に利用の許可の取消し又は記載事項の変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。
 - (3) 第10条第3号の規定により利用を停止し、又は利用の許可を取り消したとき
- (利用目的の変更等の禁止)

第13条 利用者は、許可を受けないで利用目的を変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第14条 利用者は、公民館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用後の整備)

第15条 利用者は、利用を終わったとき、利用を停止されたとき若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に復して係員に引き継がなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 利用により建物、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、利用者は、教育委員会の裁定する損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の南河内町公民館設置及び管理運営に関する条例（昭和54年南河内町条例第7号）、石橋町中央公民館設置条例（昭和41年石橋町条例第6号）、石橋町中央公民館使用条例（昭和41年石橋町条例第7号）、国分寺町公民館設置条例（昭和55年国分寺町条例第6号）又は国分寺町公民館使用条例（昭和55年国分寺町条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月24日条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月25日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年10月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の下野市公民館設置条例第11条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後になされた使用の申込みに係る使用料について適用し、同日前になされた使用の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

(平27条例35・全改)

	区分	午前 (9時～13時)	午後 (13時～17時)	夜間 (17時～21時)
南河内 公民館		円	円	円
	大ホール	1,800	1,800	1,800
	会議室	600	600	600
	資料室	500	500	500
	工芸室	600	600	600
	視聴覚室	1,000	1,000	1,000
	調理室	1,300	1,300	1,300
	和室	500	500	500
	1階会議室	600	600	600
団体室	500	500	500	
南河内 東公民 館	多目的ホール	1,500	1,500	1,500
	団体室	500	500	500
	研修室	500	500	500
	工作実習室	600	600	600
	会議室	500	500	500
	調理室	1,300	1,300	1,300
	学習室	600	600	600

	和室	500	500	500
石橋公民館	第一会議室	600	600	600
	第二会議室	600	600	600
	講義室	500	500	500
	和室	500	500	500
	101会議室	500	500	500
	102会議室	600	600	600
	201会議室	600	600	600
国分寺公民館	大ホール	3,000	3,000	3,000
	調理室	1,300	1,300	1,300
	101会議室	600	600	600
	102会議室	500	500	500
	103会議室	500	500	500
	201会議室	500	500	500
	202会議室	500	500	500
	203会議室	500	500	500
	204会議室	500	500	500
	和室・松（茶室）	500	500	500
	和室・竹	500	500	500
	和室・梅	500	500	500
	視聴覚室	1,000	1,000	1,000
備考	<p>1 国分寺公民館大ホールにおける映写機、音響装置、照明器具の使用についてはそれぞれ1時間につき300円の使用料を徴収する。各公民館ホールのピアノの使用については1時間につき200円の使用料を徴収する。利用者がピアノの調律を希望する場合は、実費負担とする。</p> <p>2 陶芸用電気窯の使用については、素焼き1回につき2,300円、本焼き1回につき3,500円の使用料を徴収する。</p>			

※入場料金又は実費等を徴収する場合は、使用料を2倍とする。

※市民以外の者が利用する場合は、使用料を2倍とする。

※公民館長が認める自主学習グループが利用する場合は、使用料を2分の1とする。

※児童生徒（中学生以下）が利用する場合は、無料とする。

下野市公民館設置条例施行規則

平成18年1月10日

教育委員会規則第19号

改正 平成22年12月16日教委規則第4号

平成28年5月19日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、下野市公民館設置条例（平成18年下野市条例第83号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、下野市公民館（以下「公民館」という。）の管理及び運営並びに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公民館の事業)

第2条 条例第2条に規定する公民館は、市民に対して社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業（以下「事業」という。）を行うものとする。

(職務)

第3条 館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施に当たる。

(審議会の会議)

第4条 条例第5条に規定する審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事項とともに、あらかじめ通知して招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利用時間)

第5条 公民館の利用時間は、原則として、午前9時から午後9時までとする。ただし、臨時に必要な場合には、下野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）においてこれを変更することができる。

2 利用時間中には、準備及び原状復帰に要する時間を含むものとする。

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日、第3日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。（この日が月曜日に当たる場合はその翌日）

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用期間)

第7条 公民館の利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用許可の申請)

第8条 条例第8条の規定による公民館の施設又は設備を利用する者は、その5日前までに公民館利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、利用する日の2箇月前の日（休館日の場合は翌日）から申請することができる。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(平22教委規則4・一部改正)

(利用の許可等)

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定により提出された申請書を審査して支障がないと認めるときは、公民館利用許可書兼領収書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

- 2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、提示しなければならない。
- 3 利用者が利用許可の取消しを受けようとするとき又は申請書の記載事項の変更については、利用期日前3日までにその理由を教育委員会に願い出て、承認を受けなければならない。
- 4 教育委員会は、公民館の管理運営上必要があると認めるときは現に利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

（平22教委規則4・一部改正）

（使用料の減免）

第10条 条例第11条第3項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、利用日の10日前までに公民館使用料減免許可申請書（様式第3号）により教育委員会に申請しなければならない。ただし、次に掲げる事項の場合は、申請を省略することができる。

- （1）社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行うために利用するとき。
 - （2）市内の各官公庁、学校及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う団体が主催で公用又は公益若しくはその事業を行うために利用するとき。
 - （3）その他、公益のために利用する場合で、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項の申請に対する許可は、公民館使用料減免許可書（様式第4号）の交付により行う。

（平28教委規則1・一部改正）

（禁止行為）

第11条 公民館（敷地を含む。）内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- （1）物品の販売、寄附の募集、その他これに類する営利行為
- （2）火気の使用及び火薬、劇薬等の危険物の持込
- （3）宣伝、その他これに類する行為
- （4）広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置
- （5）前各号に掲げるもののほか、公民館の管理運営に支障があると認められる行為（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、公民館の運営に必要な事項は、教育長の承認を受けて、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南河内町公民館設置及び管理運営に関する規則（昭和54年南河内町教育委員会規則第1号）、石橋町中央公民館設置条例施行規則（昭和55年石橋町教育委員会規則第1号）、石橋町中央公民館使用条例施行規則（平成元年石橋町教育委員会規則第5号）、国分寺町公民館設置条例施行規則（昭和57年国分寺町教育委員会規則第48号）又は国分寺町公民館使用条例施行規則（昭和57年国分寺町教育委員会規則第49号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年12月16日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月19日教委規則第1号）

この規則は、平成28年5月19日から施行し、改正後の下野市公民館設置条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

◆下野市公民館利用状況推移

年度	利 用 件 数 (件)					利 用 人 数 (人)				
	南河内	南河内東	石橋	国分寺	計	南河内	南河内東	石橋	国分寺	計
19					6,795					111,307
20	1,670	945	2,064	2,950	7,629	27,963	11,552	32,091	45,755	117,361
21	1,581	912	2,518	3,455	8,466	30,375	10,328	38,429	36,766	115,898
22	1,684	947	2,520	4,059	9,210	32,648	11,456	37,086	49,638	130,828
23	1,889	994	2,741	3,717	9,341	35,810	12,050	39,931	51,653	139,444
24	1,984	1,001	2,852	3,438	9,275	35,763	12,552	42,283	54,897	145,495
25	1,761	1,063	3,011	3,078	8,913	26,312	13,533	42,796	51,886	134,527
26	1,877	1,057	2,959	3,207	9,100	29,701	13,568	45,099	59,728	148,096
27	2,150	1,116	2,844	3,756	9,866	33,498	13,792	43,281	79,632	170,203
28	1,832	981	2,894	2,609	8,316	36,247	11,320	38,074	49,919	135,560

◆公民館講座開設数推移

(講座数)

公民館名 講座種別	年度	公民館名				年度計
		国分寺	石 橋	南河内	南河内東	
家庭教育講座	19	4	3	2	1	10
	20	2	2	2	1	7
	21	3	1	3	3	10
	22	3	2	3	2	10
	23	4	2	3	2	11
	24	3	3	3	2	11
	25	3	2	2	2	9
	26	3	1	1	2	7
	27	3	1	2	2	8
	28	3	1	2	2	8
	29	3	1	2	2	8
青少年教育講座	19	2	2	2	3	9
	20	2	2	2	3	9
	21	1	2	3	1	7
	22	2	2	2	2	8
	23	2	3	2	3	10
	24	3	3	4	3	13
	25	2	2	4	3	11
	26	3	2	5	4	14
	27	3	2	4	3	12
	28	3	2	3	2	10
	29	2	1	2	1	6

(講座数)

公民館名 講座種別	年度	国分寺	石 橋	南河内	南河内東	年度計
セカンドステージ 支援講座 H23 開設	22	—	—	—	—	—
	23	1	1	1	1	4
	24	1	3	1	1	6
	25	1	2	2	3	8
	26	2	1	2	4	9
	27	1	1	1	3	6
	28	2	1	2	2	7
	29	2	1	2	2	7
成人講座	19	7	6	6	7	26
	20	7	10	8	9	34
	21	12	12	6	8	38
	22	6	10	10	8	34
	23	6	9	8	9	32
	24	9	7	6	9	31
	25	9	9	6	7	31
	26	8	9	6	7	30
	27	7	10	5	7	29
	28	5	8	7	7	27
	29	4	9	7	7	27
まちづくり 入門講座 H27 開設		—	—	—	—	—
	27	1	1	2	1	5
	28	1	2	1	1	5
	29	2	1	1	1	5

(講座数)

公民館名 講座種別	年度					年度計
		国分寺	石 橋	南河内	南河内東	
高齢者講座	19	1	1	1	1	4
	20	1	1	1	1	4
	21	1	1	1	1	4
	22	1	1	1	1	4
	23	1	1	1	1	4
	24	1	1	1	1	4
	25	1	1	1	1	4
	26	1	1	1	1	4
	27	1	1	1	1	4
	28	2	2	2	1	7
	29	2	2	2	1	7
合 計	19	14	12	11	12	49
	20	12	15	13	14	54
	21	17	16	13	13	59
	22	12	15	16	13	56
	23	14	16	15	16	61
	24	17	17	15	16	65
	25	16	16	15	16	63
	26	17	14	15	18	64
	27	16	16	15	17	64
	28	16	16	17	15	64
	29	15	15	16	14	60

◆自主サークル数推移

(団体数)

年度	国分寺	石 橋	南河内	南河内東	年度計
19	29	47	36	17	129
20	26	47	36	19	128
21	26	53	31	22	132
22	30	54	30	22	136
23	36	55	35	25	151
24	39	57	35	25	156
25	39	57	35	27	158
26	42	59	33	24	158
27	41	59	31	25	156
28	41	52	35	25	153
29	41	59	33	23	156

◆社会教育委員名簿

任期：平成 28 年 6 月 16 日～平成 30 年 3 月 31 日

	役 職	氏 名	選出区分
1	委員長	五月女 洪	学識経験者
2	副委員長	水田 あけみ	家庭教育支援チームひばり代表
3		高山 玲子	小学校長代表
4		日下田 英彦	中学校長代表
5		小林 溶子	公民館運営審議会委員
6		青木 ムツミ	図書館協議会委員
7		小嶋 英史	市 PTA 連絡協議会代表
8		花田 美枝	家庭教育オピニオン代表
9		島田 実	学識経験者
10		花澤 公久	学識経験者
11		佐藤 善行	学識経験者
12		大垣 玉枝	公募委員
13		吉田 聡	公募委員
14		高木 香奈子	公募委員

◆ 諮問

下教生文第 9 号
平成 29 年 5 月 18 日

下野市社会教育委員長 五月女 洪 様

下野市教育委員会委員長 永山 伸一

下野市公民館振興計画の策定について（諮問）

下野市公民館振興計画を策定したいので、社会教育法第 17 条第 1 項及び下野市社会教育委員会議規則第 1 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮 問

下野市教育委員会では、教育目標や施策の根本となる方針について定めた「下野市教育大綱」及び「下野市教育振興計画」を柱とし、学校教育・生涯学習・歴史文化・スポーツの分野別計画の他、その下位に位置づけられる個別計画等を相互に連携させながら、横断的な施策を展開しています。

また、生涯学習推進計画の推進は、第二次下野市総合計画の“人いきいきプロジェクト”の重点的な取組の一つとして掲げられております。

平成 28 年 3 月に策定された下野市生涯学習推進計画（第二次）【計画期間：平成 28 年度～32 年度】では、「生涯学習による下野市の文化づくり～学びで創る豊かなしもつけ～」を目指し、学習の機会の提供に加え、多様な学習を通じた自己実現、学習仲間との交流による心豊かな生活、学習成果の社会還元による協働のまちづくりを推進していくこととしています。

これらの課題を具現化するには、生涯学習活動の中核的拠点となる公民館機能の充実を図るための長期的な視点に立った公民館振興計画の策定が急務であります。

生涯学習の実施機関である公民館が家庭・学校・地域と連携し、誰もが「幸せ」を実感できる市民生活を実現するため、市民ニーズに即した様々な支援や機会・場の提供や運営の指針となる「下野市公民館振興計画【計画期間：平成 30 年度～32 年度】」について提言願います。

◆答申

平成30年2月15日

下野市教育委員会委員長 永山 伸一 様

下野市社会教育委員長 五月女 洪

下野市公民館振興計画の策定について（答申）

平成29年5月18日付下教生文第9号で諮問のありました、下野市公民館振興計画の策定について、下記の意見を附して別添のとおり答申します。

記

生涯学習活動の中核的拠点となる公民館機能のより一層の充実を図るため、下野市教育委員会委員長から下野市社会教育委員長に対して、「下野市公民館振興計画」の策定にあたり、提言を求める諮問がありました。

これを受け、計5回の社会教育委員会議により下野市公民館振興計画の検討を重ねてきたところです。その際、公民館における各種事業の企画実施について審議する下野市公民館運営審議会委員から意見を求め、本振興計画に反映させるよう努めました。

本振興計画は、下野市生涯学習推進計画（第二次）の趣旨を踏まえ、子どもから高齢者まで気軽に集える場となり、地域の輪を広げる公民館をめざして、基本理念を「活力あるまちづくり・地域の輪を広げる公民館をめざして～わくわく ドキドキ 楽しさいっぱい公民館～」とし、その実現をめざして、基本目標を「学習拠点としての公民館」「活動拠点としての公民館」「協働のまちづくりの拠点としての公民館」「地域文化創生拠点としての公民館」と決めました。

今後、本振興計画に基づき各種事業を展開し、あわせて、活動計画の進捗状況管理を重点的に行っていくことにより、公民館活動を通じた市民の交流の輪がさらにひろがり、学習成果の社会還元による協働のまちづくりが実現することを切に願うものであります。

下野市公民館振興計画

平成 30 年 3 月

発 行 栃木県下野市教育委員会
編 集 生涯学習文化課